

福祉のひろば

町では、町民が明るく健康で生きいきとした生活が送れるように、様々な福祉サービスを行なっています。今回は、高齢者が介護状態となった場合のサービスと、児童福祉(育児手当)事業についてお知らせします。

家族介護用品支給事業

☆ 高齢者の方が、寝たきり状態(痴呆症を含む)となりますと、紙おむつやリハビリパンツ、ドライシャンプーなど、さまざまな介護用品が必要となります。町では、これらにかかる経費を助成し、家族の経済的・精神的な負担の軽減をはかり、高齢者や家族の生活の維持向上をお手伝いします。

どんな方が対象になりますか？

- 介護保険の要介護認定で、要介護4または5に該当する在宅高齢者で、町民税非課税世帯に属する高齢者を介護している方を対象にします。

年間どれくらい助成されますか？

- 対象者と認定されますと、1人年間75,000円を限度に助成されます。

申請はどこにすればいいのですか？

- 町在宅介護支援センター 53-1008
または 役場 住民課福祉係 59-3111 へお問い合わせください。

育児手当支給事業

☆ 3人以上の児童を養育している町民に育児手当を支給し、扶養の軽減と生活の維持向上を図ります。

どんな方が対象になりますか？

- 鶴田町に居住し、3人以上の児童を養育している方を対象にします。

助成金はどれくらいですか？

- 認定されますと、3人目から1人につき月額10,000円が小学校就学前まで、支給されます。
支給月は、4月、8月、12月で、それぞれ前月までをまとめて支給されます。

申請はどこにすればいいのですか？

- 役場 住民課福祉係で申請してください。
詳しくは 59-3111 (内線127) へお問い合わせください。

鶴田区の大角健一郎さん

エレクトーンを寄贈



鶴田区の大角健一郎さんが、エレクトーンを寄贈されました。このエレクトーンは、長年、二人の娘さんが慣れ親しんだもので、町内の児童施設等で活用していただきたいという思いから今回の寄贈となりました。定期的な調律の甲斐あって、今でも美しい音色で演奏することができ、(旧開発電気事務所)で今年7月から始まる学童保育にこのエレクトーンを利用していただくことにしています。

民生委員に川口金次郎さん



川口・市場地区担当の民生委員・児童委員に川口金次郎さんが選任されました。
今まで、長年民生委員・児童委員としてご尽力いただきました、大園安己さんが、三月三十一日付で退任され、後任に川口金次郎さんが平成十四年四月一日付で選任されました。任期は平成十六年十一月三十日までとなります。



こいのぼり

五月五日は端午の節句。昭和二十三年の「国民の祝日に関する法律」により、性別に関係なく子どもの成長を祝う国民の祝日の一つとなりました。が、長く男の子の祭りとして行われてきたさまざまな行事は、全国各地で今日にも引き継がれています。
端午の節句は、元来中国の「端午節」という風習で、平安時代以降、そのさまざまな風習が日本に伝わったものです。最初は宮廷の行事として取り入れられましたが、やがて武家社会になると、中国のしきたりに武家の習慣が混じり合い、男の子の節句として今に伝えられる形になりました。
端午の節句に飾るこいのぼりも、武家の風習を取り入れた日本独特のものの一つ。これは、戦陣で使われた吹き流しの変形で、初期には矢車、矢羽根、吹き流しといった戦陣に使った形式のものを飾って

ていました。こいのぼりが用いられるようになったのは、江戸時代に入ってからのことです。
こいのぼりが人気を博したのは、中国の伝説から、鯉が立身出世の象徴と考えられていたため。その伝説とは、「黄河をのぼってきた鯉は、難所である竜門をうまく越えることができる」となること。これができると竜になる、というもので、男子は立身出世が何よりとされた武家社会の考え方に合致したのだでしょう。

今はこいのぼりが生まれた当時の意味は薄れましたが、五月の青空をゆうゆうと泳ぐこいのぼりの姿は、いつの時代にも晴れやかで爽快なものです。